

大和市生活保護・住宅手当就労支援員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第31号

大和市生活保護・住宅手当就労支援員設置規則の一部を改正する規則

大和市生活保護・住宅手当就労支援員設置規則（平成21年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市生活保護・住宅支援給付就労支援員設置規則

第1条中「大和市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱」を「大和市住宅支援給付事業実施要綱」に、「住宅手当」を「住宅支援給付」に、「大和市生活保護・住宅手当就労支援員」を「大和市生活保護・住宅支援給付就労支援員（以下「就労支援員」という。）」に改める。

第2条中「大和市生活保護・住宅手当就労支援員（以下「就労支援員」という。）」を「就労支援員」に改める。

第4条中「3人」を「4人」に改める。

第7条中「3日」を「4日」に改める。

第10条第2項中「1月前」を「辞任しようとする日の30日前まで」に、「届け出て、承認」を「申し出て、その承認」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。